

(その1)

収支報告書 (3 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

ほりいけんじ後援会

2 主たる事務所の所在地

兵庫県加古川市加古川町中津569-2 ボヌールメゾン105

3 代表者の氏名

掘井 健智

4 会計責任者の氏名

掘井 純子

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (年 月 日開催分)
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 兵 庫 県 内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有 (下の欄にも記入)	
<input type="checkbox"/> 無 (下の欄は空欄)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	掘井健智

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	掘井健智
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現・候)



事務担当者の氏名
(収支報告書の内容についての問い合わせ先)

橋本 南

(電話)

079-423-7458

資金管理団体の指定の期間	
(1月1日～12月31日の場合は記入不要)	
(年の途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
今年3 年 11 月 8 日から	
令和7 年 12 月 31 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
(1月1日～12月31日の場合は記入不要)	
(年の途中で該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入)	
令和3 年 11 月 8 日から	
令和3 年 12 月 31 日まで	

整理番号
全国・県内
その他
1306

(注) 報告書作成にあたっては「収支報告書記載例」を参照してください。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
.....		7	210	424
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)		7	210	424
支 出 総 額		1	610	400
翌年への繰越額		5	600	024

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
.....				
員 数				人

(注) 「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		7	210	424	(その7)に内訳を記載	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	(その7)に内訳を記載	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	(その7)に内訳を記載	
小計(ア)+(イ)+(ウ)		7	210	424		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					(その8)に内訳を記載	
イ 政党匿名寄附				0	(その9)に内訳を記載	
合計 (ア+イ)		7	210	424		

(注) ・アの区分(イ)について、企業・労働組合等の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。
 ・「(うち特定寄附)」を記載する場合は、「個人からの寄附」の内書を記載してください。
 ・「(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)」を記載する場合は、「小計」の内書を記載してください。

(その7)

(1,2,3のいずれかに○をつけてください)

※寄附者の区分ごとに別業とすること

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		①.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									年 月 日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円										
沢田 均			2	6	4	0	0			3,4,30	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,5,31	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,6,30	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,7,31	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,8,31	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,9,30	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,10,31	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,11,30	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
沢田 均			1	5	8	0	0	0		3,12,31	加古川市平岡町西谷97	不動産業	家賃無償提供	
前田 博子			1	5	0	0	0	0		3,9,20	神戸市西区竜が岡2-11-1	会社役員		
掘井 健智			1	0	0	0	0	0		3,11,30	兵庫県加古川市加古川町中津569-2-105	政治家		
掘井 健智			9	6	0	0	2	4		3,12,31	兵庫県加古川市加古川町中津569-2-105	政治家		
竹本 久保			1	5	0	0	0	0		3,9,16	神戸市西区岩岡町印路708	自営業		
大西 要			1	0	0	0	0	0		3,9,15	加古川市東神吉町神吉935-9	建設業		
芝本 昌志			1	5	0	0	0	0		3,9,10	加古川市加古川町木村449	建設業	金銭以外の寄付 (自動車)	
この頁の小計			6	4	1	0	4	2	4					

その他の寄附									
合計									

← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

← 様式(その2)の寄附額と合致します。

(注) ・同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに年月日順にまとめて記載してください。
 ・ただし、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ、報告しても差し支えありません。

(その7)

(1,2,3のいずれかに○をつけてください)

↓ ※寄附者の区分ごとに別表とすること

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分		① 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体			
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額								年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備考		
	十億	百万	千	百	十	円								
芝本 昌志				1	0	0	0	0	3	9	10	加古川市加古川町木村449	建設業	金銭以外の寄付 (外装費)
芝本 昌志				7	0	0	0	0	3	9	10	加古川市加古川町木村449	建設業	金銭以外の寄付 (机・椅子)
上田隆博				1	0	0	0	0	3	9	30	兵庫県加古川市志方町上置木568-3	建設業	
田口明彦				2	5	0	0	0	3	6	18	兵庫県加古川市平荘町新中山34	建設業	
田口洋平				5	0	0	0	0	3	7	10	兵庫県加古川市加古川町中津848-4	建設業	
福田正彦				1	0	0	0	0	3	7	14	兵庫県加古川市加古川町本町185-1	建設業	
萩原泰				1	0	0	0	0	3	7	18	兵庫県加古川市加古川町平野24-1D-810	会社員	
吉田和子				5	0	0	0	0	3	8	18	兵庫県加古川市加古川町平野24-1D-710	自営業	
竹峰美智子				5	0	0	0	0	3	8	22	兵庫県加古川市加古川町北在家2674セボアール3A	自営業	
浅葉直樹				5	0	0	0	0	3	9	15	兵庫県加古川市平岡町新在家1140-11	自営業	
吉田喜憲				2	0	0	0	0	3	9	18	兵庫県加古川市新神野3丁目6-2	内装業	
大形雅也				1	0	0	0	0	3	9	22	兵庫県明石市大蔵八幡町1-10-712	会社員	
荒尾昌司				1	0	0	0	0	3	9	22	兵庫県加古川市加古川町木村361-8	自営業	
中右政勝				1	0	0	0	0	3	9	25	兵庫県加古川市加古川町中津895-1	自営業	
兼子京子				1	0	0	0	0	3	9	10	兵庫県加古川市八幡町景佐1172-2	自営業	
この頁の小計				8	0	0	0	0						

その他の寄附								
合計				7	2	1	0	4

← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

← 様式(その2)の寄附額と合致します。

(注) ・同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに年月日順にまとめて記載してください。
・ただし、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ、報告しても差し支えありません。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額							備 考	
項 目		十億	百万	千			円			
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(2) 光 熱 水 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(4) 事 務 所 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	小 計 (A)						0	(うち本部・支部間の交付金)		
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(2) 選 挙 関 係 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア+イ+ウ+エ)							(うち本部・支部間の交付金)		
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	イ 宣 伝 事 業 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	ウ 政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	エ そ の 他 の 事 業 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(4) 調 査 研 究 費							(うち本部・支部間の交付金)		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金							(うち本部・支部間の交付金)		
	(6) そ の 他 の 経 費			1	6	1	0	4	0	0
小 計 (B)			1	6	1	0	4	0	0	(うち本部・支部間の交付金)
合 計 (A)+(B)			1	6	1	0	4	0	0	(うち本部・支部間の交付金)

(注)・経常経費(人件費を除く。)について、1件当りの金額が資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出にあっては5万円以上のものを、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものについて、その明細を次頁の様式(その14)に記載するとともに、領収書の写し(当該領収書を複写機により複写したものに限り。)を添付してください。

・政治活動について、1件当りの金額が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものを、それ以外の期間にあっては5万円以上のものについて、その明細を様式(その15)に記載するとともに、領収書の写し(当該領収書を複写機により複写したものに限り。)を添付してください。

・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その金額を備考欄に()内書きしてください。また、この額の内訳を様式(その16)に記載してください。

(小分類した費目を記入してください)

(その15)

いずれかに○をつけてください
(3)の場合はア、イ、ウ、エのいずれかに○

※項目別区分・小分類した費目ごとに別業としてください
※政治資金パーティー開催事業費の場合は、パーティーの名称を記載し、パーティーごとに別業としてください。

支出の目的	金 額							年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	百	十	円	分						
金銭以外のものによる寄付相当分			2	6	4	0	0	3	4	30	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	5	31	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	6	30	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	7	31	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	8	31	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	9	30	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	10	31	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	11	30	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	8	0	0	3	12	31	沢田 均	加古川市平岡町西谷97	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	5	0	0	0	3	9	10	芝本 昌志	加古川市加古川町木村449	
金銭以外のものによる寄付相当分			1	0	0	0	0	3	9	10	芝本 昌志	加古川市加古川町木村449	
金銭以外のものによる寄付相当分				7	0	0	0	3	9	10	芝本 昌志	加古川市加古川町木村449	
この頁の小計			1	6	1	0	4	0	0	0			

その他の支出	十億	百万	千	百	十	円	分		
合 計			1	6	1	0	4	0	0

← 同項目の1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、それ以外の期間にあつては5万円未満の支出を一括して計上してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 該当する「□」内に「✓」を記入してください。また、「有」の場合、項目ごとに内訳を(その18)に記載してください。

政治資金監査報告書

令和4年5月27日

ほりいけんじ後援会

代表 堀井 健智 殿

登録政治資金監査人

田村宜治



登録番号 第4185号

研修修了年月日 平成24年8月3日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、ほりいけんじ後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、ほりいけんじ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

ほりいけんじ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、ほりいけんじ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上